

研究大学強化促進事業推進委員会の審議内容等の取扱いについて

平成27年2月27日  
研究大学強化促進事業  
推進委員会決定

1. 研究大学強化促進事業推進委員会(以下「本委員会」という。)の会議は、原則非公開とする。ただし、委員会が公開とすることを決定したときは、この限りでない。
2. 委員会の会議資料は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。
  - (1) 審査・評価等に関する調査審議の場合
  - (2) その他委員長が公開することが適当でない判断した場合
3. 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
4. 本委員会の委員の氏名は、公表することとする。